

# 緑園五丁目防災本部（改訂E1版）

制定 平成19年 9月 9日

修正 令和 8年 4月1日

緑園五丁目自治会 防災防犯部長

目的：緑園5丁目防災本部の活動を円滑に行うために制定する。

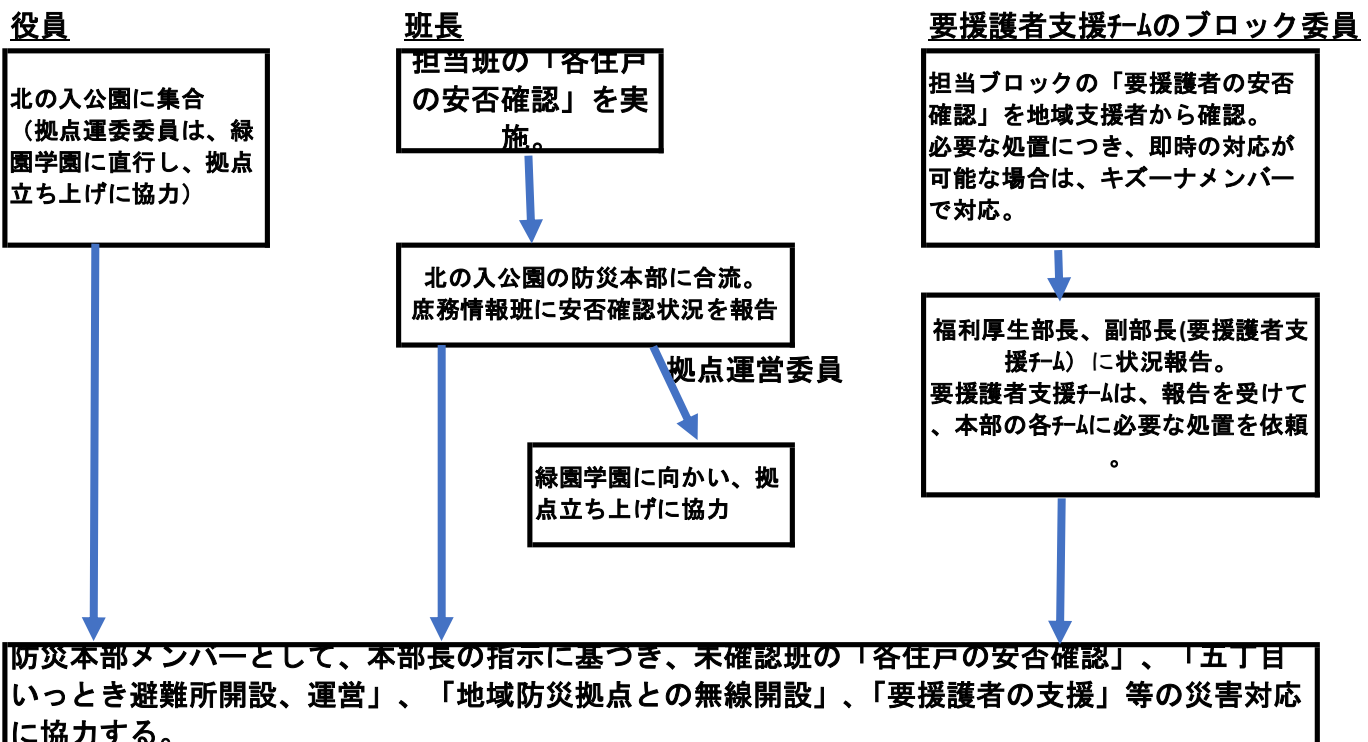
なお、下記についてはあくまでも一般市民としてできる範囲での支援を行うもので責任を伴うものではありません。

## A) 防災本部・組織の考え方

1. 防災本部組織は緑園五丁目自治会(以下「自治会」)役員会をこれにあてる。
2. 防災本部組織の本部長は自治会長があたる。
3. 防災本部組織の副本部長は自治会副会長があたる。
4. 防災本部組織のチームリーダー、サブリーダーは、自治会各部長又は副本部長が兼務する。
5. 防災本部は緑園学園地域防災拠点(以下「拠点」)運営委員会と連携する。
6. 防災本部の各班員は五丁目いっとき避難場所(北ノ入公園)及び「拠点」で活動する。

## B) 5丁目防災本部員(自治会役員、班長、要援護者支援組織メンバー)の発災から避難、災害対応の手順

1. 自身及び家族、自宅の安全確保最優先
2. 自宅周辺被災状況の確認、避難の判断
  - 住居に倒壊の危険がない場合はあえて避難する必要はない
  - 住居が倒壊あるいは倒壊の危険がある場合は近くの公園・学校へ避難
    - ①五丁目いっとき避難場所：北ノ入公園(緑園五丁目防災本部設置)
    - ②指定されている避難所：緑園学園地域防災拠点
  - 大規模火災等の発生により延焼の危険がある場合は広域避難場所へ避難
    - ③広域避難場所：戸塚カントリークラブ一帯
3. 自身及び家族、自宅の安全確保が完了した後のアクション

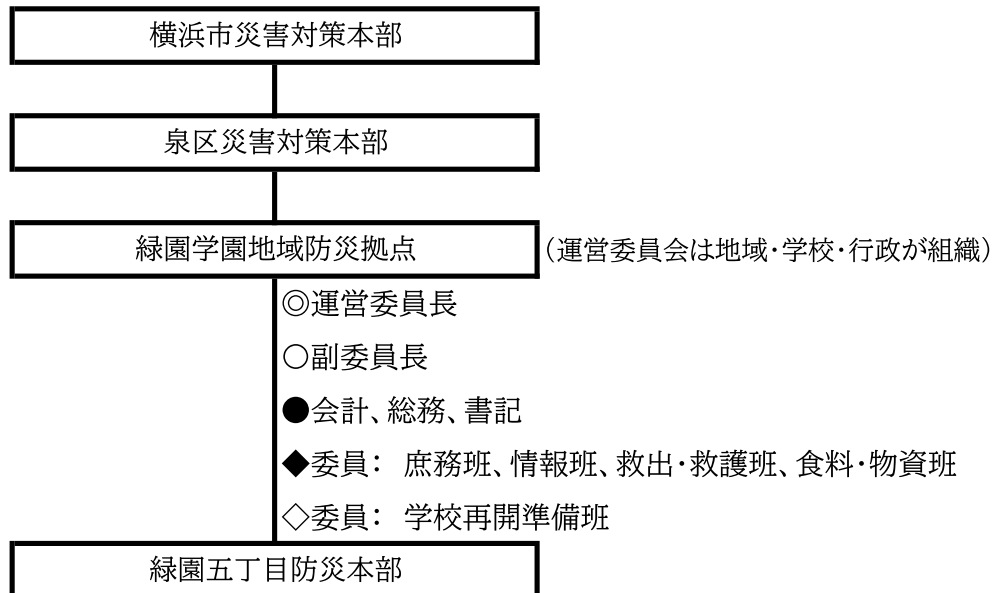


### C) 地域防災拠点との連携

緑園五丁目防災本部(以下「本部」)は、「緑園学園地域防災拠点運営委員会」と連携して、五丁目地域内「在宅被災者」への食料・生活物資の供給、救出・救護の対応、防犯体制構築等を実施する。

特に「在宅被災者」への食料・生活物資の供給のため、在宅被災住戸、人員、必要物資等の情報取得・集約を行い、速やかに「拠点」へ届ける。

発災時の行政による災害対策活動における「緑園五丁目防災本部」の位置づけは以下の通りとする。



**\* 「緑園学園地域防災拠点」の詳細は、下記HPにマニュアルとともに記載されている。**

[http://www.ryokuen.gr.jp/external/rcn/disaster-preventi\\_base/index.html](http://www.ryokuen.gr.jp/external/rcn/disaster-preventi_base/index.html)

発災後の拠点タイムスケジュール： 当拠点の行動タイムライン

拠点各班の役割、運営方法 当拠点の運営マニュアル

以上

# 緑園五丁目防災本部の役割分担 (改訂E1版)

制定 平成19年 9月 9日

修正 令和 8年 4月 1日

防災本部を北ノ入公園に設置し、晴・雨天共にテントを設営し「本部」と掲示する。

## 防災本部長

防災本部を統括し「地域防災拠点庶務班」と連携する。  
情報庶務班とともに、「地域防災拠点」と情報交換を行う。  
状況に応じた、人員の編成を指示する。

## 防災副本部長

防災本部長を補佐し、本部長不在時はその代行を担当する。

## 庶務・情報チーム(\*\*)

五丁目の被災状況を把握し、防災本部の情報連絡を担当する。  
発災時は、「簡易デジタル無線機運用規定」に基づき、簡易デジタル無線機を  
払出、起動し、地域防災拠点と協力して運営する。

### \* 把握すべき情報の例

- ①人的被害、在宅避難が困難な人数
- ②火災、建物被害（トイレ、上下水の使用可否）
- ③インフラ被害（電柱倒壊、停電、上下水）
- ④トイレパックの支給等 支援要請内容

## 避難誘導チーム

「いっとき避難場所(北ノ入公園)」から下記避難場所への避難誘導を担当する。

### ①「地域防災拠点(緑園学園)」

自宅が倒壊あるいは倒壊の危険があり、生活を継続出来ない被災者が対象

### ②「広域避難場所」

火災が発生し、延焼の危険が大きい場合、危険回避の間避難誘導を行う。

### \* ③病院搬送が必要な怪我人等を運ぶルートの確認。

## 救出・救護チーム(\*\*)

被災者の救助活動、けが人の応急手当を担当する。  
救援・救助の要請を行う等、「地域防災拠点」と連携する。

## 食料・物資チーム(\*\*)

- \* 庶務情報チームと協力して、五丁目が必要な食料・物資の把握と「地域防災拠点」通じての要請をする。  
地域防災拠点からの食料・物資の提供があった場合は、受領、運搬後、「在宅被災者」への連絡、配布を担当する。  
要援護者支援チームとも協力する。

## 保健衛生チーム

庶務情報チームと協力して、「在宅被災者」宅のトイレ使用可否の把握と使用開始可否の確認、  
伝達を担当する。

#### 消火チーム

地域の火災発生状況を把握し、火災発生時には速やかに消防署へ連絡する。

- \* **初期消火が可能な段階ならば、近隣に支援を求める。**

#### 要援護者支援チーム

**従来のキズナ活動を通じて、発災初期の要援護者支援活動キズナ活動の対応。**

(安否確認対応、当面の対処、本部の他のチームへの連携、支援依頼、在宅避難者へのフォロー等)を担当する

注) (\*\*)付記の班は「地域防災拠点」の同名称の班と連携した活動を行う。

以上